

事 務 連 絡
平成30年11月29日

各指定居宅介護支援事業者 様
各指定訪問介護事業者 様

海南市高齢介護課長
(公印省略)

訪問介護サービスの生活援助の取扱いについて（通知）

標記の件については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について」（平成12年11月16日老振第76号）及び「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成19年12月20日付け事務連絡）等に示されているとおりですが、本市における取扱いを下記のとおり取りまとめましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 買い物について

① 介護保険算定対象

日常生活を営むために最低限必要な日用品〔日々の購入頻度が高い品…食料品（調味料含む）、台所用品（洗剤、ラップ、スポンジ）、日常消耗品（トイレットペーパー、ゴミ袋、殺虫剤）、日常被服（下着、寝巻等）等〕の購入でかつ、日常生活の行われる地域内の近隣の店舗等で購入する場合に限られます。

② 介護保険算定対象外

嗜好品、娯楽品、生業にかかる品物、家電製品、家具、外出着、それ以外の高価なものや日常繰り返し補充しないもの、近隣で済ますことができるにもかかわらず遠くの店まで出かけること等。

2. 扇風機、ストーブ、こたつなど季節ものの家電の出し入れについて

これまで日常生活の援助に該当しない行為と取扱ってきましたが、個別的なケースとして、

- ① 必要不可欠最小限の部分であること
 - ② 介護等を要しなければ本人が行うことが基本であること
 - ③ インフォーマルサービス等の代替手段がないこと
 - ④ 多大な労力、煩雑な作業、技能等は必要ないこと
 - ⑤ 危険性がないこと
 - ⑥ 訪問介護員が対応可能な日常の家事程度の手間等で済むこと
- など一定の要件を満たす場合には、例外的に該当し得ると考えます。

3. 同居家族がいる場合の生活援助について

訪問介護サービスのうち、「生活援助」については、同居家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に対して行われることとしています。

この「同様のやむを得ない事情」とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものです。本市における判断の目安は下記のとおりとしますので、これに沿ってケアマネジャーの皆様が課題分析（アセスメント）を行い、サービス担当者会議等での専門的な意見の聴取等を行い、利用者の自立支援の観点から真に必要かどうかを検証した後に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）に位置づけてください。

① 同居の判断

- ・ 同一家屋、同一敷地内に家族が居住する場合
- ・ 同一家屋、同一敷地内でなくても、近隣に居住し、台所・浴室等を家族と共用している場合
- ・ 同一家屋、同一敷地内でなくても、近隣に居住し、家族援助が行われるのが自然な状態である場合

② 「障害、疾病その他やむを得ない理由」について

下記の考え方に沿って、同居家族等が家事をできない内容・理由、それに応じた適切な時間・回数等をサービス担当者会議で最終的な判断を行い、居宅サービス計画及び訪問介護計画に明確に位置づけてください。

（ア）障害・疾病・要介護状態

同居家族の障害手帳の有無、疾病名、要介護度だけで判断せず、具体的にどのような動作ができずどういった家事ができないか等で判断します。

（イ）日中独居

同居家族等の勤務時間や休日の有無、時間的な余裕など生活実態について具体的に把握し、家族不在の時間帯に行わなければ日常生活に大きな支障が生じる場合について、適切なケアマネジメントにおいて判断してください。なお、家族が滞在している時間帯（夜間・休日等）で対応すれば事足りるものは対象になりません。調理・買い物を位置づける場合には、配食サービス、同居家族等による作り置き等、訪問介護以外の方法を先に検討し、買い物の内容も、家族等不在時の必要な買い物であり、買い置きできない物であることも確認してください。

（ウ）同居家族等と家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない場合

遠慮があって頼みにくい、家事に慣れていないという理由は対象外です。